

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和6年7月5日（諮問第136号）

答申日：令和7年1月31日（答申第115号）

事件名：「死亡した市民に係る新型コロナワクチン接種状況一覧表」に関する文書
の一部公開決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

豊橋市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、「死亡した市民に係る新型コロナワクチン接種状況一覧表」に関する文書の一部公開決定については、死亡日時年齢の一部を非公開とし、その者に係る死亡日を非公開としたことは妥当であるが、それ以外の部分は公開すべきである。

第2 事案の概要

1 審査請求人による公文書公開請求について

- (1) 審査請求人は、令和6年1月27日付け公文書公開請求書（同月31日受付）で、公文書の公開請求を行った。公文書公開請求書の「公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄には、「別紙のとおり」と記載されており、公文書公開請求書に添付された別紙には、別表のとおり記載されている。
- (2) 処分庁は、令和6年2月14日付け公文書一部公開決定通知書で、公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。公文書一部公開決定通知書の「公文書の件名」欄には、「死亡した市民に係る新型コロナワクチン接種状況一覧表（2021.2.1～2024.1.27）」と記載されている。
- (3) 対象文書には、一定期間に豊橋市内で死亡した全ての者に関する情報が記

載されており、死亡日、死亡日時点年齢、性別、ワクチン接種の有無、ロット番号、接種日で構成されている。処分庁は、対象文書のうち、全員分の死亡日と、一部の者の死亡日時点年齢を非公開として、審査請求人に対象文書を公開した。公文書一部公開決定通知書の「公開しないこととした理由」の欄には、「豊橋市情報公開条例第6条第1項第1号に該当（死亡日、死亡日時点年齢については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる場合があるため）」と記載されている。

- (4) 審査請求人は、令和6年5月11日付け審査請求書（同月13日受付）で、原処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和6年5月11日付け（同月13日受付）で審査庁に提出した審査請求書及び令和6年6月30日付け（同年7月1日受付）で提出した反論書の内容並びに令和6年12月12日の本審査会における口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公文書公開請求に対し、処分庁は、令和6年2月14日付け5豊保感第277号で公文書一部公開決定を行った。しかし、非公開とされた部分は、条例第6条第1項第1号に該当しないため、原処分は取り消されるべきである。

2 審査請求の理由

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項第1号では、個人情報は、「生存する個人に関する情報」と定義されている。「生存しない」個人にまで保護範囲を広げて情報公開を拒むことは、市民の知る権

利を侵害する。

- (2) 条例第6条第1項第1号イは、同号に該当する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である場合には、例外的に公開すると規定する。新型コロナワクチン接種後の健康被害は甚大であり、健康に関する重要な統計情報であるから、同号に該当するため、公開すべきである。
- (3) 死亡日を公開している自治体もある。また、名古屋市を被告とした行政文書非公開決定取消事件では、照合の対象となる情報が無限定に広がれば、個人のプライバシー保護を重視するあまり、市民の知る権利への配慮を欠くことになるから、識別可能性が抽象的なものにとどまる限り「特定の個人を識別することができるもの」には該当しない旨を判示している。そのため、死亡日では特定の個人を識別することはできないし、できる可能性があったとしても、抽象的な可能性に過ぎないから、条例第6条第1項第1号には該当しない。

第4 処分庁の説明の要旨

1 非公開理由該当性について

- (1) 個人情報保護に関する法律と条例では、個人情報の定義が異なる。本件では、条例が規定する個人情報に該当するかが問題であるから、審査請求人の主張は、失当である。
- (2) 対象文書は、対象期間に死亡した市民に関する情報として、新型コロナワクチン接種に関する情報が記載されているだけであるから、死亡と新型コロナワクチン接種との因果関係まで言及していない。また、新型コロナワクチン接種後の副反応疑いについては、厚労省のホームページには、ワクチンの種類ごとに、副反応の件数、症状、死亡報告数が公表されている。そのため、公開により得られる利益と、非公開により保護される利益を比較考量しても、

前者が後者に優越するとは認められないから、条例第6条第1項第1号イには該当しない。

- (3) 死亡日を公開すると、インターネットで得られる情報や訃報等、容易に入手することができる情報と照合することで、特定の個人を識別することができる。また、死亡日時年齢は、対象期間に死亡した特定の性別で、かつ特定の年齢の者が一人しかいない場合、特定の個人を識別することができる。そのため、条例第6条第1項第1号に該当する。また、新型コロナワクチン接種歴という、個人の身体に関わる情報であるから、個人の権利利益を害するおそれがあることは、明らかである。

2 結論

以上のとおり、原処分において非公開とした部分は、条例第6条第1項第1号に該当するため、原処分は適法に行われた。したがって、原処分を維持することが妥当である。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|------------------|
| ① | 令和6年7月5日 | 諮問書の受付 |
| ② | 同日 | 審査庁から諮問書の添付文書を收受 |
| ③ | 令和6年12月12日 | 審議 |
| ④ | 同日 | 口頭意見陳述の実施 |

第6 審査会の判断の理由

1 条例第6条第1項第1号及び同号ただし書イの解釈について

- (1) 条例第6条第1項第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録さ

れ、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第3項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を、同号ただし書アからエまでに該当する場合を除き、非公開とするものとしている。公文書公開請求は何人でも行うことができることから(条例第5条)、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」の「他の情報」には、報道や公刊物等の一般人が知りうる情報だけではなく、当該個人と関係を有する者が知りうる情報をも含むと解すべきである。

そして、特定の個人が識別されることの回避を重視するあまり、抽象的には特定の個人を識別することができる可能性があるが、識別されるおそれが相当程度具体的であるとまではいえない場合にも非公開としてしまうと、市民の知る権利を侵害することとなってしまう。そのため、「特定の個人を識別することができる」かについて判断する場合は、相当程度具体的に識別可能性があるかを考慮する必要がある。

- (2) 同号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、同号本文に該当する情報であっても公開すると規定する。非公開情報を例外的に公開することを義務付ける規定であるから、非公開とすることにより保護される利益と公開することにより保護される利益を比較衡量し、後者が前者を優越すると認められるときに限り、公開が義務付けられるものと解すべきである。

2 条例第6条第1項第1号の該当性について

(1) 第1号本文の該当性について

ア 死者に関する情報は、訃報が新聞等の公刊物に掲載されることがあるため、死亡日や死亡日時年齢が公開されると、公刊物に記載された死者の氏名等の情報と照合され、当該死者が識別されるおそれがある。また、公

刊物に掲載されなかったとしても、近親者や友人等、当該死者と関係を有する者であれば、当該死者が死亡したという事実や死亡日は、関係を有する者の記憶に残りうる情報であるから、関係を有する者が持つ当該死者に関する情報と照合され、当該死者が識別されるおそれがある。そのため、「他の情報」には、公刊物に掲載された情報の様に一般人が知りうる情報に限らず、死者と関係を有する者が知りうる情報も含まれると解すべきである。

イ そこで、対象文書の非公開部分に記載されている情報と、一般人が知りうる情報や死者と関係を有する者が知りうる情報を照合することで、特定の個人を識別することができる可能性が相当程度具体的であるか否かが問題となる。

ウ 処分庁の説明によると、死亡日時点年齢は、対象期間に死亡した、特定の性別で、かつ特定の年齢の者が一人しかいない場合に非公開としたとのことである。このような場合に、当該死者の死亡日や死亡日時点年齢を公開すると、当該死者は唯一の人物であるから、当該死者と関係を有する者が知りうる情報と照合されることにより、当該死者が識別される可能性は相当程度具体的であるといえる。したがって、死亡日時点年齢の一部を非公開とし、その者に係る死亡日を非公開とした処分庁の判断は妥当である。

エ 一方で、対象期間に死亡した、特定の性別で、かつ特定の年齢の者が、二人以上いる場合も、処分庁は、それらの者の死亡日を非公開としている。この場合であっても、特定の日に死亡した、特定の年齢の者が一人しかいない場合には、当該死者と関係を有する者であれば、死亡日と知りうる情報を照合することで、当該死者を特定することができる可能性がある。しかし、対象文書を確認すると、特定の日に死亡した、特定の年齢の者が二人以上いる場合もある。その場合、同一の日に死亡した同一年齢の者が複数人いることになるから、対象文書の記載だけでは、たとえ死者と関係を

有する者であっても、当該死者を特定することはできない。そのため、死者を特定することができるかは、請求者が死者の情報を有しているかだけではなく、特定の日に死亡した、特定の年齢の者が二人以上いるかという、偶発的な事情に左右される。このような事情を踏まえると、対象期間に死亡した、特定の性別で、かつ特定の年齢の者が、二人以上いる場合における当該死者の死亡日は、公開することにより、当該死者を特定することが不可能であるとはいえないが、その可能性は抽象的なものに留まるといえる。したがって、死亡日時年齢が非公開とされた者以外の者の死亡日を非公開とした処分庁の判断は妥当ではなく、当該部分は公開すべきである。

(2) 同号ただし書イの該当性について

ア 死亡日時年齢の一部を非公開とし、その者に係る死亡日を非公開とすることで保護される利益は、当該死者や遺族のプライバシーである。一方で、審査請求人及び補佐人は、予防接種健康被害救済制度の認定件数や死亡認定件数が非常に多いこと、ワクチンのロット間に死亡率の大きな差があること、ワクチン接種翌日に死亡した者が全員同じ日に死亡しており、全員同じロット番号のワクチンを接種していたこと、日本の年間死亡数が2022年と2023年で突出していること等を理由として、新型コロナワクチン接種による健康被害が空前絶後であるから、死亡日を公開することで、被害の実態が明らかとなり、市民がワクチン接種を受けるかを判断したり被害者救済制度に申請をしたりすることができるようになることが、公開されることで得られる利益であると主張する。

イ この点に関連して、内閣府情報公開審査会平成14年4月12日答申第5号が、特定の医薬品に関する医薬品副作用・感染症症例票に記載された患者の副作用症状や治療内容等の情報について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると

認められる情報」に該当するかを判断している。

内閣府答申の事案と本件では、非公開とされた部分に記載されている情報は異なるが、共に特定の医薬品の副作用症状に関する情報であって、患者や死者のプライバシーに関する情報であるという点で類似していると考えられる。そのため、当審査会が、(1)において、非公開とすることが妥当であると判断した部分が、条例第6条第1項第1号ただし書きイに該当するかを判断するにあたって、内閣府答申における判断を参考とすることは、妥当であると考ええる。

ウ 内閣府答申は、以下のとおり判断している。すなわち、これらの情報は、患者の生命、健康等に直接かかわる機微にわたる私的な情報であり、識別性を除いたとしても、公にすることにより特定の患者の権利利益を害するおそれがあると認められる。しかし、副作用症例については、呼吸困難という症状の重い症例である上に、本件医薬品の製造業者が使用上の注意を速やかに改訂することとしていること及び医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構の救済給付事業において本症例について本件医薬品が「副作用の原因と考えられる又は推定される医薬品」とされていることから、これまで厚生労働省が公にしてきている安全対策上の措置を講じた医薬品の副作用症例に準ずるものと考えられ、本件医薬品の安全な使用の観点から、これを公にすることの意義は大きいものと認められる。そのため、本件症例票に記載された情報を公にすることにより保護される人の生命や健康等の利益と、当該情報を公にしないことによる患者の権利利益を比較衡量した場合、前者が後者を上回ると認められ、「年齢」、「医療機関の所在地」、「主な既往歴、患者の体質等」及び「副作用・感染症の発現状況、症状及び処置等の経過」の部分は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号ただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当することが認め

られる。ただし、患者を識別することができることとなる「患者の略名」及び「職業」については、人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要な情報とは認められない。

エ 内閣府答申は、特定の個人を識別することができる情報は、「人の生命、健康等を保護するために公にすることが必要な情報」とは認められず、患者の副作用症状や治療内容等の情報であって特定の個人を識別することができない情報は、症状が重篤であり、かつ症状について当該医薬品が副作用の原因と考えられる又は推定されることを前提に、安全対策上の措置を講じた医薬品の副作用症例に該当するものとして公的機関が公表している場合や、そのような場合に準ずる場合には、当該医薬品の安全な使用の観点から、これを公にすることの意義は大きいものと認められるので、情報を公にすることにより保護される人の生命や健康等の利益と、当該情報を公にしないことによる患者の権利利益を比較衡量した場合、前者が後者を上回ると認められると判断している。

オ 本件では、当審査会が（１）において非公開とすることが妥当であると判断した部分は、特定の個人を識別することができる情報である。また、本件対象文書は、豊橋市内で一定の期間内に死亡した者全員の死亡日、死亡日時点年齢、性別、ワクチン接種の有無、ロット番号及び接種日を記載したものであって、副反応疑い報告書のように、副反応が疑われることを前提とした情報ではないから、対象文書の非公開部分に記載された情報は、死亡という症状に直接結びつくわけではない。また、審査請求人の主張を踏まえても、厚生労働省などの公的機関が、新型コロナワクチン接種後の死亡について、安全対策上の措置を講じた医薬品の副作用症例に該当するものと認定して公表する状況にあると認定することもできない。

したがって、情報を公にすることにより保護される人の生命や健康等の利益と、当該情報を公にしないことによる死者や遺族の権利利益を比較衡

量した場合、前者が後者を上回るとまでは、認められない。

3 結論

以上のことから、原処分については、死亡日時点年齢の一部及びその者に係る死亡日は、条例第6条第1項第1号に該当するから、これらを非公開とした決定については妥当であるが、それ以外の部分については条例第6条第1項第1号には該当しないから、公開すべきであると判断した。

(第2部会)

委員（会長職務代理者） 赤本優

委員 河北洋介

委員 菅生剛弘

(別表) 公文書公開請求書における「公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の内容(ただし、URL等の記載は、一部省略している。)

公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項
公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項 新型コロナウイルスワクチンの接種が始まった2021年2月1日より開示請求のあった2024年1月27日まで ①市内の全死亡者数 ②①についての死亡日、死亡日時点の年齢、性別、ワクチン接種の有無、接種ワクチンの全ロット番号、全ワクチンの接種日、死因
参考 1、豊橋市の情報公開条例3条は、実施機関に対し、条例の解釈及び運用に当たって文書の開示を請求する権利が十分に尊重するとともに、個人に対する情報がみだりに公にされることがないように最大限に配慮することを求めており、同条例6条1項は豊橋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進に資するという同条例1条の目的と、個人のプライバシー等の権利利益の保護の要請を重視するあまり、市民の知る権利の要請への配慮に欠けることとなります。この様な点に鑑みれば特定の個人の識別可能性が抽象的なものにとどまる限り、「特定の個人を識別できるもの」には当たらないと解するべきです。 2、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下情報公開法という)6条2項(条例でいう6条2項)にいう同法5条1号(条例でいう6条3項)の情報とは個人の情報であって開示された情報と一般人が容易に入手し得る情報と組み合わせると特定の個人が識別される場合も含まれますが、当該個人と特別

に関係がある者のみが有している情報と組み合わせることにより特定の個人が識別される場合も含みますが、当該個人と特別に関係がある者のみが有している情報と組み合わせることにより特定の個人が識別される場合までは含まれないと解されます。（東京高等裁判所平成 15 年 11 月 13 日判決参照）

※情報公開法 2 条 1 項に定義する行政機関に豊橋市は該当しないが同法 25 条において、「地方公共団体の情報公開」とする定めがあること、また平成 11 年の情報公開法の判決を踏まえた規定が豊橋市の条例で制定されている（憲法 94 条）ことは考慮下さい。

上記「参考」 1, 2 のとおり本件公開請求①②の事項は豊橋市情報公開請求第 6 条 1 項でいう「個人識別情報」や「権利利益侵害情報」とはならないため、全部非公開又は、不当な部分公開にならないよう判断下さい。

『確認』

- 1、読売新聞オンライン 令和 5 年 6 月 16 日『ワクチン副反応、名古屋市に開示命令・名古屋地裁判決』（URL は省略）
- 2、上記名古屋地方裁判所判決文
- 3、名古屋市通知文書
- 4、令和 5 年（行コ）第 4 7 号行政文書非公開決定取消請求控訴事件 名古屋地方裁判所令和 4 年（行ウ）第 2 0 号